

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	長瀬玉淀自然公園線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字三沢字四万部山二七六四番一地从先から同郡同町大字三沢字四万部山二七六一番六地先まで
供用開始の期日	平成二十九年八月八日
備考	平成二十八年四月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四二・三三メートル